

その他の保育サービス

♡01：一時預かり

内容

保護者の就労、疾病、看護、冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭保育が困難な場合、保育所等の一時預かりをご利用いただけます。料金、時間、定員等各園で異なります。ご利用の際は、対象年齢も含め、事前に園へお問い合わせください。 (2019年(平成31年)4月時点)

区分	施設名	連絡先	備考
一般型	文間保育園	0297-68-3194	事前にお問い合わせください。
幼稚園型	利根二葉幼稚園	0297-68-4633	主に1号認定の在園児が教育標準時間外や長期休業期間中に利用できます。
	利根大和幼稚園	0297-68-3438	
	布川保育園	0297-68-3501	
余裕活用品	布川保育園	0297-68-3501	園の利用定員に空きがある場合、利用できます。
	東文間保育園	0297-68-2303	
	もえぎ野わかば保育園	090-3241-3959	

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡02：病児保育

内容

病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にあるお子さんを一時的にお預かりし、保育や看護を行います。

対象

次のいずれにも該当する児童

- ①生後6か月～小学校3年生の児童
- ②町内在住者または保護者が町内で働いている児童
- ③病気等により集団保育ができず、医師が病児保育可能と判断した児童
- ④保護者が就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難な児童

場所

もえぎ野わかば保育園 病児保育室（実施施設） 病児保育に関するお問い合わせ ☎：090-1664-6779

▼運営主体：社会福祉法人河内厚生会 ☎：0297-84-6081 住所：利根町もえぎ野台1-1-8

利用定員

1日につき3人まで

利用期間

利用を開始した日から休業日を含め連続する7日以内

利用日時

月・火・木・金曜日（祝日、12月29日～1月3日、よつば診療所の休診日は除く） ※水・土・日曜日は休業日です。

午前8時～午後6時 ※午後6時以降の延長はできません。

利用料金

1日につき2,000円（昼食は持参してください。）

利用登録の手続き

病児保育室を利用するには、事前に利用登録が必要です。（年度ごとに再登録）

利用登録申込書は病児保育室または子育て支援課に提出してください。詳細は町公式ホームページ等をご確認ください。

利用登録の手続きに必要なもの

印鑑（スタンプ式ではないもの） 母子健康手帳

利根町病児保育事業利用登録申込書（病児保育室、町公式ホームページ、子育て支援課窓口にあり）

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：保育サービス（在宅福祉サービス事業：愛称『まごころサービス』）

内容

妊産婦の方や乳幼児・小学生を抱えた世帯の方々に対し、日常生活上の負担を軽くするため、助け合いの心をもった地域の人々により行うサービスです。妊産婦の方や乳幼児のお世話、保育施設での保育の前後に子どもを預かること、保育施設までの送迎などを行っています。

- 利用時間：原則として月～土曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
午前9時～午後5時（時間外は応相談）
- 利用料金：30分 300円

手続き

利根町社会福祉協議会に事前にお問い合わせください。

お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

♡04：子育て短期支援事業（ショートステイ）

内容

保護者が疾病その他の事由により、家庭においてお子さんの育児が一時的に困難となり、ほかに養育者がいない場合に、一週間を限度として乳児院や児童養護施設において日中・夜間を通じてお子さんをお預かりする事業です。

利用される場合は、事前に役場 子育て支援課までご相談ください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

児童虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください。

☆児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたのお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待とは…

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、戸外に締め出す など
ネグレクト	食事を与えない、風呂に入れない、通学させない など
性的虐待	わいせつな行為、性的暴力、子どもにポルノビデオを見せる など
心理的虐待	暴言・無視する、子どもの目の前で夫婦げんかする など



児童相談所
全国共通ダイヤル

いちやく
189

※お住まいの地域の
児童相談所に
つながります。



子どもの命に関わる、もしくは、緊急に保護する必要がある場合は、110番へ！

【お問い合わせ先】 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

しつけと虐待の違い

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを生きていくために必要なことを子どもが身につけられるように繰り返し働きかけることです。暴力・暴言で子どもを追い詰め、保護者に従わせることではありません。たとえ親がしつけと考えていたとしても、親の考えに関係なくその行為が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう場合は虐待です。



子どもの立場から見た判断が大切です。